

年度末の移動をスムーズに！

～年度末の路上工事を中止・抑制します～

「大分県路上工事縮減対策推進協議会」では、令和2年度の路上工事縮減に向けた行動計画の一つである「年度末」の路上工事の中止・抑制を下記のとおり行います。

記

〔中止（抑制）期間〕

令和3年2月26日（金）22時～令和3年4月1日（木）9時

〔各機関の中止対象道路及び実施内容〕

- ①国が管理する県内の国道（国道10号・57号（中九州横断道路含む）・210号）は、令和3年2月26日（金）22時から令和3年4月1日（木）9時までの間、工事を中止します。
- ②大分県が管理する国道及び県道のうち、大分・別府市内の12時間交通量1万台以上の道路は、原則として令和3年3月20日（土）から令和3年3月31日（水）までの期間の6時から18時の間は、工事を中止します。また、その他の県が管理する国道・県道については、工事を抑制します。
- ③大分市が管理する幹線道路のうち、12時間交通量1万台以上の路線は、令和3年2月26日（金）22時から令和3年4月1日（木）9時までの期間の6時から18時の間は、工事を中止します。
- ④別府市が管理する市道（11路線）は、令和3年2月26日（金）22時から令和3年4月1日（木）9時までの期間の6時から18時の間は、工事を中止します。中止時間帯以外は、工事を抑制します。

〔対象工事〕

- ・既に供用中の道路上で行われる道路管理者及び占用企業者が行う車両通行規制を伴うすべての工事。
- ・バイパス等の新設工事で資材運搬等が頻繁に行われ、現交通に著しく影響を与える工事。
※ただし、令和2年7月豪雨による災害復旧工事や路面の陥没補修や事故処理等の応急復旧が必要な緊急工事等、やむを得ない工事については対象外とします。

〔構成期間〕

国土交通省（大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所）、大分県、大分市、別府市、大分県警察本部、大分市上下水道局、別府市上下水道局、九州電力送配電（株）大分支社、西日本電信電話（株）大分支店、大分瓦斯（株）

【お問合せ先】

「大分県路上工事縮減対策推進協議会」事務局
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所
総括保全対策官 船井 敏勝 （内線308）
道路管理第一課長 富田 剛史 （内線431）

電話097-544-4167(代表)
ホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>
ツイッター：https://twitter.com/mlit_oita